

議第1530号

小松能美都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・5・38 号寺井湯谷線を 3・5・38 号高堂泉台線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・38	高堂泉台線	小松市高堂町ハ	能美市泉台町東	能美市寺井町泉台町	約4,240m	地表式	2車線	12m	幹線街路との平面交差8箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

3・5・38 号寺井湯谷線は、寺井地区と辰口地区を連携する幹線道路であり、能美市全体を東西に連ねる能美市横断道路の一部区間をなしている。

今回、寺井市街地に流入する通過交通量を排除して市街地の渋滞を緩和させるために、また、地域間交流を促進する道路ネットワークを強化するために、起点を能美市寺井町から小松市高堂町に変更して都市計画道路松任小松線（国道8号）に接続させる。これに伴い、延長を L=3,570m から L=4,240m に変更し、併せて、終点名称を現地名に変更し、名称を「3・5・38 号寺井湯谷線」から「3・5・38 号高堂泉台線」に変更する。